

周南市監査委員 久行 竜二

周南市監査委員 井本 義朗

財政援助団体等監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査（株式会社かの高原開発）を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第14項の規定により、市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象及び範囲

(1) 株式会社かの高原開発

令和3事業年度（第26期）（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における出納その他の事務

(2) 本市主管課関係

かの高原開発に関する令和3年度の契約、協定及び予算執行事務並びに出資に係る財産台帳の管理状況

2 監査の実施期間

令和4年12月9日から令和5年3月13日まで

3 監査の実施に基づき措置を講じた内容

(1) こども・福祉部 地域福祉課

ア	指摘事項	業務の完了に伴う給付完了通知書の受理及び検査が行われていなかった。
	措置状況	今後は、手引き等を遵守し、適切に契約事務を行います。